

以上のサービス

ト 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護

チ 地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下この号において同じ。）に係る指定の申請者 指定地域密着型介護予防サービスに該当する地域密着型介護予防サービスのうちいずれか、以上のサービス

リ 介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護

ヌ 介護予防支援に係る指定の申請者 指定介護予防支援

五 前条第二項の規定は、法第七十条第二項第六号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。（総則（決定）の通知）

第百二十六条の四 法第七十条第二項第七号の二の規定による通知をするときは、法第七十六条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第百三十条第三項中「当該指定居宅サービスの」を「休止した当該指定居宅サービスの」に改め、「廃止し、休止し、又は」を削り、「次に掲げる事項」を「再掲した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

一 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、次に掲げる事項を当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第百三十条の十第一項第一号中「第百三十一條の二第二項第一号」を「第百三十一條の二第一項第一号」に改め、同項第二号中「第百三十一條の二第四項第一号」を「第百三十一條の二第四項第一号」に改め、同項第四号中「第百三十一條の二第五項第一号」を「第百三十一條の二第六項第一号」に改め、同項第六号中「第百三十一條の二第六項第一号」を「第百三十一條の二第七項第一号」に改め、同条第二項中「当該指定地域密着型サービス」を「休止した当該指定地域密着型サービス」に改め、廃止し、休止し、又は一を削り、「次に掲げる事項」を「再開した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、次に掲げる事項を当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第百三十一條の十を第百三十一條の十二とし、同条の次に次の二條を加える。
（法第七十八條の十一の厚生労働省令で定める事項）
第百三十一條の十四 法第七十八條の十一の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 当該指定地域密着型サービス事業者の名称
二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第百三十一條の九を第百三十一條の十一とする。

第百三十一條の十 法第七十八條の二第四項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第七十八條の二第三項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事業の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定地域密着型サービス事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 前項の規定は、法第七十八條の二第四項第六号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合及び同項第六号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。（総則（決定）の通知）

第百三十一條の十一 法第七十八條の二第五項第二号の二の規定による通知をするときは、法第七十八條の七第二項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第百三十一條の七第二項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の八とする。

第百三十一條の六第二項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の七とする。

第百三十一條の五第二項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の六とする。

第百三十一條の四第二項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の五とする。

第百三十一條の三第二項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の四とする。

第百三十一條の二第二項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の三とする。

第百三十一條の二第一項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の二とする。

第百三十一條の二第一項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の二とする。

第百三十一條の二第一項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の二とする。

第百三十一條の二第一項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の二とする。

第百三十一條の二第一項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の二とする。

第百三十一條の二第一項中「第百三十八條の十一」を「第百三十八條の十二」に改め、同条を第百三十一條の二とする。

第三十、条の二 第二項中「第七十八条の十二」を「第七十八条の十一」に改め、同条を第三十一、条の二とする。

第三十、条の次に次の二、条を加える。

(法第七十八、条の厚生労働省令で定める事項)

第三十一、条の二 法第七十八、条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第三十二、条の次に次の二、条を加える。

(法第七十九、条第二項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められる場合等)

第三十二、条の二 法第七十九、条第二項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第七十九、条第二項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し、当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定居宅介護支援事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 前項の規定は、法第七十九、条第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められる場合について準用する。

(聴聞決定予定日の通知)

第三十二、条の三 法第七十九、条第二項第六号の二の規定による通知をするときは、法第八十三、条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十三、条第二項中「当該指定居宅介護支援の」を「休止した当該指定居宅介護支援の」に改め、「廃止し、休止し、又は」を「一、次に掲げる事項」を「再掲した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の二、月前までに、次に掲げる事項を当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定居宅介護支援を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十三、条の次に次の二、条を加える。

(法第八十五、条の厚生労働省令で定める事項)

第三十三、条の二 法第八十五、条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする

一 当該指定居宅介護支援事業者の名称

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第三十四、条の二を第三十四、条の四とし、第三十四、条の次に次の二、条を加える。

(法第八十六、条第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められる場合)

第三十四、条の三 法第八十六、条第二項第五号の二の規定による通知をするときは、法第九十、条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十五、条の次に次の二、条を加える。

(法第九十二、条の厚生労働省令で定める事項)

第三十五、条の二 法第九十二、条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称

二 当該指定介護老人福祉施設の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第三十六、条の二を第三十六、条の四とし、第三十六、条の次に次の二、条を加える

(法第九十四、条第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととするが相当であると認められる場合)

第三十六、条の三 法第九十四、条第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととするが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第九十四、条第二項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該許可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し、当該指定老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定老人保健施設の開設者が当該許可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

(聴聞決定予定日の通知)

第三十六、条の四 法第九十四、条第二項第七号の二の規定による通知をするときは、法第九十、条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第四百四十条の二十（見出しを含む）中「第百十五條の二十第一項」を「第百十五條の二十五第一項」に改め、同条を第百四十条の四十五とする。

第四百四十条の三十の見出し中「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の二十五第一項」に改め、同条各号列記以外の部分中「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の三十九第一項」に、「第百四十条の三十四」を「第百四十条の四十八」に改め、同条第二号中「第百四十条の二十四第一号」を「第百四十条の四十八第一号」に、「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の三十五第一項」に改め、同条を第百四十条の四十四とする。

第四百四十条の二十九の見出し中「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の二十五第一項」に改め、同条第二号中「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の三十五第一項」に改め、同条第二号中「第百十五條の三十五第一項」を「第百十五條の四十一」に、「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の三十五第一項」に改め、同条を第百四十条の四十一とする。

第四章第九節を同章第十節とし、同章第八節の次に次の一節を加える。

第九節 業務管理体制の整備

（法第百十五條の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の三十九（法第百十五條の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。）

一 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が一以上二十未満の事業者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること

二 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が二十以上百未満の事業者（法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること

三 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が百以上の事業者（法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。）

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第百四十条の四十（介護サービス事業者（法第百十五條の三十一第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二号各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が二十以上の事業者の場合に限る。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が百以上の事業者の場合に限る。）

2 介護サービス事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第百十五條の三十一第二号各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

3 介護サービス事業者は、法第百十五條の三十一第二号各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るときは、厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るときは厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

（都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第百十五條の三十一第二項の権限を行った場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）

第百四十条の四十一（法第百十五條の三十二第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、権限を行使した年月日、結果の概要その他必要事項を示さなければならない。）

（法第百十五條の三十四第二項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）

第百四十条の四十二（厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が法第百十五條の三十四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該介護サービス事業者の指定若しくは許可を行った都道府県知事又は指定を行った市町村長に通知しなければならない。）

第百四十条の四十八第一項中「第百四十条の二十九第一号」を「第百四十条の三十一第一号」に改め、同条第二項中「当該指定介護予防支援の」を「休止した当該指定介護予防支援の」に改め、「廃止し、休止し、又は」を削り、「次に掲げる事項」を「再開した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を休止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定介護予防支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定介護予防支援を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第百四十条の四十八を第百四十条の三十七とし、同条の次に次の一を加える。

（法第百十五條の三十の厚生労働省令で定める事項）

第百四十条の三十八（法第百十五條の三十の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする）

一 当該指定介護予防支援事業者の名称

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第百四十条の三十七（見出しを含む）中「第百十五條の三十一第二項」を「第百十五條の三十二第二項」に改め、同条を第百四十条の二十六とする。

第百四十条の三十八第一項中「第百十五條の三十一第三項」を「第百十五條の三十二第三項」に改め、同条を第百四十条の二十五とする。

第百四十条の三十九第一項中「第百十五條の三十一第一項」を「第百十五條の三十二第一項」に改め、同条第十四号中「第百十五條の三十一第二項各号」を「第百十五條の三十二第二項各号」に改め、同条第二号中「第百十五條の二十九第三項」を「第百十五條の四十五第三項」に改め、同条第二号中「第百十五條の二十八」を「第百十五條の三十一」に改め、同条を第百四十条の三十一とし、同条の次に次の一を加える。

（法第百十五條の三十二第二項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする）

第百四十条の三十三（法第百十五條の三十二第二項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする）が相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五條の三十二第二項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分を理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関連して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定介護予防支援事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

第四百四十条の十九を第四百四十条の二十一とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第百十五条の十の厚生労働省令で定める事項)

第百四十条の二十三 法第百十五条の十の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月

日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第百四十条の十八中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二十一とする。

第百四十条の十七中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二十とする。

第百四十条の十六中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の十九とする。

第百四十条の十五中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の十八とする。

第百四十条の十四第一項中「第百四十条の四から第百四十条の六まで、第百四十条の八又は第百四十条の十一を」第百四十条の五から第百四十条の七まで、第百四十条の九又は第百四十条の十二に「第百四十条の四第一項第七号」を「第百四十条の五第五項第七号」に改め、同条第一項中「第百四十条の六」を「第百四十条の七」に改め、同条第二項中「第百四十条の八又は第百四十条の十一」を「第百四十条の九又は第百四十条の十二」に改め、同条第四項中「第百四十条の九の」を「第百四十条の十の」に「第百四十条の九第一項第十一号」を「第百四十条の十第十一号」に改め、同条を第百四十条の十五とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第百十五条の二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合等)

第百四十条の十六 法第百十五条の二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五条の二第二項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分となる事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定介護予防サービス事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合とす。

2 前項の規定は、法第百十五条の二第二項第六号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合及び同項第六号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合とす。

(駐留決定予定日の通知)

第百四十条の十七 法第百十五条の二第二項第七号の二の規定による通知をするときは、法第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第百四十条の十三第三項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の十四とする。

第百四十条の十二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の十三とする。

第百四十条の十一第三項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の十二とする。

第百四十条の十第三項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の十一とする。

第百四十条の九第三項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の十とする。

第百四十条の八第三項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の九とする。

第百四十条の七第三項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の八とする。

第百四十条の六第三項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の七とする。

第百四十条の五第三項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の六とする。

第百四十条の四第三項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の五とする。

第百四十条の三第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の四とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

第百四十条の二第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の三とする。

第百四十条の一第二項中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同条を第百四十条の二とする。

樣式第四号 (第六十五條の四関係)

三三 (香粉)

証査検険保護介

(裏面)

第 号 年 月 日交付
平成

介護保険法（抄）

顏写真

厚生労働大臣、事
長
村
知
事
大
府
市
道
は
都
又

哥

官職又は職名 氏 名 生年月日

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

[illegible][illegible][illegible]

様式第五号を次のように改める。
様式第五号 (第六十六号) 関係

(表面)

介護保険検査証
(法第百条関係)

第 5 章

平成 年 月 日交付

介護保険法（抄）

顏写真

厚生労働大臣、事
長
都道府県町村又

晉

官職又は職名 氏名 生年月日

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

[illegible][illegible]

（省令）
（省令）
（省令）
（省令）
（省令）

第三十條第一項の規定は、同条第四項の規定による権限に基づいて準用する。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)
第二百三十九条の二 国を害す第一等の理由により、新道府県知事又はその補任若しくは代理が認められる場合には、内閣は人権保障法に於て規定する者の生命又身体の安全を確保することができるものとする。この法律の規定に準じて厚生労働大臣は、保健衛生労働大臣は、当該事務に依るものに限る。）
とある。
是事に関する規定（自衛隊事務に依るものに限る。）では、厚生労働大臣に規定があるものとする。（省略）

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

[illegible]

様式第五号の二を次のように改める。
様式第五号の二（第六十六條の四關係）

(表面)

介護保険検査証
〔法第六十五條の四十六・
第六十五條の四十二關係〕

[illegible]

この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第十二号中「様式第十二号（第四十條の四十二關係）を「様式第十二号（第四十條の五十六關係）に改める。

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第二条 老人福祉法施行規則（昭和十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二 第二項中「第十九条第七項」を「第十九条第八項」に改める。

第十条の五 第八号中「第一九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第十条の六 第二項中「第十九条第二項」を「第二十九条第四項」に改める。

第十条の七 中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

第十条の八（見出しを含む）中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

第十条の九（見出しを含む）中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第十条の十 中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第十一条の二 中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（生活保護法施行規則の一部改正）

第三条 生活保護法施行規則（昭和十五年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第七十八條の九第一項」を「第七十八條の十第一項」に「第百十五條の八第一項」を「第百十五條の九第一項」に「第百十五條の十七第一項」を「第百十五條の十九第一項」に「第百十五條の二十六第一項」を「第百十五條の二十九第一項」に「第百十五條の三十五第六項」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第四条 社会保険労務士法施行規則（昭和四十二年厚生省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十五号中「第七十八條の六第一項」を「第七十八條の七第一項」に「第百十五條の六第一項」を「第百十五條の七第一項」に「第百十五條の十五第一項」を「第百十五條の十七第一項」に「第百十五條の二十四第一項」を「第百十五條の四十一第一項」に「第百十五條の三十六第三項」を「第百十五條の四十二第二項」に改める。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に供する法律施行規則の一部改正）

第五条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に供する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条 第四号中「第百十五條の三十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「第百十五條の八第一項」を「第百十五條の九第一項」に改める。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第七条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

第十三条第三十五号中「第百十五條の十一第三項」を「第百十五條の十三第三項」に改める。

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第八条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二 中「第百十五條の三十八」を「第百十五條の四十四」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項中「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第十条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「ヲ」とし、ルを「ト」とし、ヌの次に次のように加える

ル 高価医療合算介護サービス費の支給

第三条第一項第四号中「ヲ」とし、ヌを「ト」とし、リの次に次のように加える

ヌ 高価医療合算介護サービス費の支給

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十一条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第十号中「第百四十條の十四第一項」を「第百四十條の十五第一項」に改める。

（指定地域密着型サービスの実施の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十五條第一項中「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十三条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百十五條の十三第一項」を「第百十五條の十四第一項」に改める。

第十四條第二項中「第百十五條の十三第二項」を「第百十五條の十三第三項」に改める。

第六十一條第一項中「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十四条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

第十、条中「第百十五條の十一第三項」を「第百十五條の十三第三項」に改め、同条第一号中「第百四十條の五十一、第四号」を「第百四十條の六十六第四号」に改める。

第三十一條第六号中「第百十五條の二十八」を「第百十五條の四十四」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）の施行の日（平成二十年五月一日）から施行する。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の介護保険法施行規則第四十條の四十第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、平成二十年十月三十一日まで」とする。

（様式に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際に現に使用されている証明書については、この省令による改正後の様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。